

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則	学校教育支援チーム	1 頁
告 示	三重県教育委員会公印規則による公印の廃止	経 営 チ ーム	1 頁
訓 令	三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正する訓令	企 画 チ ーム	2 頁
公 告	公立中学校の位置変更届の受理	教育施設チーム	22 頁
お知らせ	三重県青少年対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	生徒指導・健康教育チーム	22 頁
	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	給 与 チ ーム	23 頁

規 則

三重県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 作 野 史 朗

三重県教育委員会規則第十七号

三重県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

三重県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年三重県教育委員会規則第一号）の1部を次のものに改正する。
第六条中「チーム」を「室」に改める。

附 則

1の規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第37号

三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）第2条の規定による公印を次のとおり廃止しました。

平成16年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

第 1

- 1 公 印 名
- 2 印 影

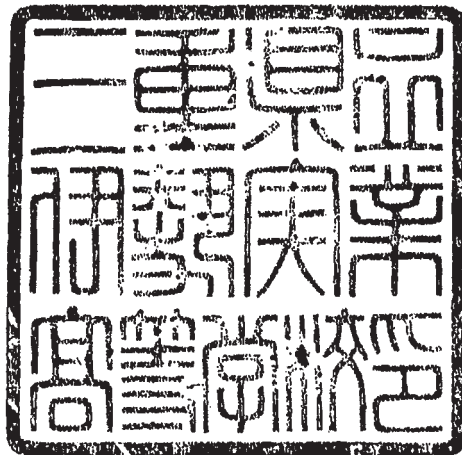
三重県立伊勢実業高等学校長印



- 3 廃止年月日 平成16年3月31日
- 4 廃止の理由 校名の変更による

第2

- 1 公 印 名 三重県立伊勢実業高等学校印
2 印 影



- 3 廃止年月日 平成16年3月31日
4 廃止の理由 校名の変更による

訓 令

教委訓第17号

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月31日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「総括マネージャー」を「総括室長」に、「特命担当監」を「特命監」に改め、同条同項第10号中「マネージャー」を「室長」に、「特命担当監」を「特命監」に改める。

第3条中「総括マネージャー、マネージャー」を「総括室長、室長」に改める。

第5条中「総括マネージャー、マネージャー」を「総括室長、室長」に改める。

第7条の表中

区 分	本 庁			地 域 機 関
決裁者	教育 長	総括マネー ジャー	マネー ジャー	所 長
決裁者が不 在のとき	総括 マネー ジャー	マネージャー	グルー プリー ダー	グルー プリー ダー
決裁者及び 第3欄に定 める代決者 がともに不 在で事務処 理上緊急や むを得ない とき	企画 の事務を 担当す るマネー ジャー			

」を

区 分	本 庁			地 域 機 関
決裁者	教育 長	総括室長	室 長	所 長
決裁者が不 在のとき	総括 室長	室 長	グルー プリー ダー	グルー プリー ダー
決裁者及び 第3欄に定 める代決者 がともに不 在で事務処 理上緊急や むを得ない とき	総務 の事務を 担当す る室長			

」に

改める。

第12条第1項中「チーム」を「室」に、「マネージャー」を「室長」に改める。

別表第1 共通決裁事項（1）一般事務の表中「総括マネージャー」を「総括室長」に、「マネージャー」を「室長」に、「チーム」を「室」に、「総括マネージャー」を「総括室長」に、「マネージャー」を「室長」に改める。

別表第1 共通決裁事項（2）支出負担行為に関する事務の表区分の項中「総括マネージャー」を「総括室長」

に、「マネージャー」を「室長」に改める。

別表第1 共通決裁事項（3）財産に関する事務の表区分の項中「総括マネージャー」を「総括室長」に、「マネージャー」を「室長」に改める。

別表第2の表を次のように改める。

別表第2 個別決裁事項

(1) 経営企画に関する事務

区 分	事務の種類	事 項	決 裁 区 分					地域機関 の 名 称
			教 育 長	専 決 者			受任者	
				本 庁		地域機関		
				総 括 室 長	室 長			
1	三重県教育委員会公報発行に関する規則（昭和39年三重県教育委員会規則第11号）の施行に関する事務	規則第1条の規定による発行						
2	三重県教育委員会公印取扱規程（昭和39年教委訓第6号）の施行に関する事務	規程第4条の規定による公印の新調、改刻の承認						
3	公立専修学校及び公立各種学校の設置及び廃止等に関する認可又は届出の処理に関する事務	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条の8及び法第83条第2項において準用する法第4条第1項の規定による認可						
		2 法第82条の9、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条の2の規定による届出の処理						
4	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成14年三重県教育委員会規則第16号）の施行に関する事務	1 規則第5条の規定による奨学生の決定						
		2 規則第9条の規定による貸与の打ち切りの決定						
		3 規則第10条の規定による貸与の休止の決定						
		4 規則第14条の規定による返還猶予の承認						

5	三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例（平成14年三重県条例第9号）の施行に関する事務	条例第2条による返還債務の免除の承認										
6	三重県大学・短大進学支援利子補給金交付要領（平成14年）に関する事務	要領第5条の規定による受給資格者の決定										
		要領第7条の規定による利子補給金の交付の決定										
		要領第8条の規定による利子補給金交付打ち切りの決定										

(2) 学校施設及び職員に関する事務

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分						地域機関の名称	
			教 育 長	専 決 者						受任者
				本 庁	地 域 機 関		所 長	所		
					総 括 室 長	室 長				
1	職員の給与に関する条例の施行に関する事務	1 条例第7条に規定する初任給、昇格及び降格並びに第8条の規定による昇給の決定								
		2 条例第22条第2項の規定による勤勉手当の割合の決定								
		3 条例第24条第3号から第5号までの規定による療養の期間の設定								
		4 条例第36条の規定による臨時及び非常勤職員の給与の決定								
2	職員の給与の支給に関する規則の施行に関する事務	規則第2条第2項の規定による給料の支給日の変更								
3	三重県職員退職手当支給条例施行規則（昭和29年三重県人事委員会規則（7-	規則第3条の規定による退職手当の支給額の決定及び通知								

	1) の施行に関する事務																					
4	公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）の施行に関する事務	1 条例第9条の3の規定による職務の級、第10条の規定による号給及び第11条の規定による昇給の決定																				
		2 条例第17条の3第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給の決定																				
		(1) 県立学校教職員に係るもの																				
		(2) 小中学校教職員に係るもの																			各教育事務所	
5	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和30年三重県人事委員会規則三重県教育委員会規則第4号）の施行に関する事務	規則第2条に規定する給料の支給日の変更																				
6	公立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年三重県人事委員会規則三重県教育委員会規則第1号）の施行に関する事務	規則第8条の規定による届出に係る事実の確認並びに額の決定及び改定（県立学校教職員に係るものを除く。）																			各教育事務所	
7	職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の施行に関する事務	1 職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和37年三重県規則第3号）第11条ただし書の規定による証人等の旅費の特例の承認																				
		2 規則第13条の規定による航空機の利用の許可																				
		3 規則第19条の規定による外国旅行の場合の旅費の級等の決定規則																				
8	公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和30年三重県人事委員会規	第10条第2項の規定による支給額の決定及び決定通知書の交付																				
		(1) 臨時的任用職員以外の職員に係るもの																				
		(2) 臨時的任用職員に係るもの																				

	則三重県教育委員会規則第1号)の施行に関する事務																		
9	公立学校の設置及び廃止等に関する届出の処理に関する事務	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条(法第83条第2項において準用する場合を除く。)による認可																	
10	任命等に関する事務(公立学校教職員に係るものを除く。)	地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の任免(別表第1(1)の表第6号の項第1号に掲げるものを除く。)																	
		(1) 係長職及び一般職員に係るもの																	
		(2) 現業職員に係るもの																	
		(3) 臨時的任用及び任用期間更新の承認																	
11	分限に関する事務(公立学校教職員に係るものを除く。)	1 地方公務員法第28条の規定による分限処分																	
		係長職、一般職員及び現業職員(以下「一般職員等職」という。)に係るもの																	
		2 職員の分限に関する条例(昭和48年三重県条例第3号)第2条の規定による分限処分																	
		一般職員等職に係るもの																	
12	服務等に関する事務(公立学校教職員に係るものを除く。)	1 地方公務員法第34条第2項の規定による供述の許可																	
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの																	
		(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの																	
		2 法第35条の規定による職務専念義務の免除(別表第1(1)の表第8号の項第1号に掲げるものを除く。)																	
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの																	
		(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの																	
		3 法第38条の規定による営利企業等の従事許可																	
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの																	

		るもの												
		(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの												
		4 法第55条の2の規定による在籍専従の許可												
		5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第2項の規定による勤務時間の特例設定												
		6 勤務時間条例第5条第1項の規定による勤務時間の割振り等の特例設定												
		7 勤務時間条例第5条第2項ただし書きの規定による勤務時間の割振り等に係る人事委員会との協議												
		8 勤務時間条例第19条の規定による臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等の決定												
		9 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則13-2）第21条の規定による週休日等についての別段の定め												
		10 勤務時間、休憩時間及び休息時間の変更承認												
		11 履歴事項の変更等に係る届の受理												
		12 履歴事項等の証明												
		13 職員証の交付、再交付及び記載事項の訂正並びに職員記章の交付及び再交付												
		14 職員証及び職員記章の返納届の受理												
		15 病気休暇届及び介護休暇届の受理												
13	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認												
		2 法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長												
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し												
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認												
		5 法第9条第1項の規定による部分休業の承認												
		6 職員の育児休業等の承認の請求手												

		続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12-11）第4条第1項の規定による届出に関する事務											
14	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の施行に関する事務	1 法第45条第2項の規定による意見書の提出											
		2 療養補償受給証明書の発行											
15	公立学校教職員の任免に関する事務	1 地方公務員法第6条の規定による県立学校教職員の任免											
		(1) 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師（常勤の者に限る。）、実習助手、寮母、事務職員、技術職員、学校司書及び学校栄養職員に係るもの（上記のうち、本庁の課長補佐級以上に相当するものを除く。以下「一般教職員」という。）											
		(2) 現業職員に係るもの（臨時的任用職員を除く。）											
		(3) 臨時的任用職員（単純な労務に従事する職員を除く。）に係るもの											
		2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条の規定による市町村立小中学校の県費負担教職員の任免											
		(1) 一般教職員に係るもの											
		ア 採用方針の決定											
		イ 採用											
		ウ ア及びイ以外のもの											各教育事務所
		(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の適用を受ける臨時的任用職員及び女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条の規定による臨時的任用職員に係るもの											各教育事務所
		(3) 前号に掲げる以外の臨時的任用職員に係るもの											
		(4) 非常勤講師及び事務嘱託員に係るもの											各教育事務所
16	公立学校教職員の分限に関する事務（一般教職員に係るもの。）	1 地方公務員法第28条第1項の規定による免職及び降任											
		2 法第28条第2項第1号の規定による休職											
		(1) 県立学校教職員に係るもの											

		(2) 小中学校教職員に係るもの									各教育事務所
		3 法第28条第2項第2号の規定による休職									
		4 職員の分限に関する条例第2条の規定による休職									
17	公立学校教職員の服務に関する事務	1 地方公務員法第55条の2の規定による在籍専従の許可									
		2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第17条第1号の規定による福利厚生等休暇の承認									
		3 地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事の許可（県立学校教職員に係るものに限る。）									
		(1) 次号以外のもの									
		(2) 一般教職員に係るもの									
		4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の規定による兼職又は兼業の承認									
		(1) 校長に係るもの									
		(2) 校長以外の教職員に係るもの									
18	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三重県条例第43号）の施行に関する事務	1 条例第3条第2項の規定による災害の公務上及び公務外の認定並びに通知									
		2 条例第5条の規定による補償基礎額の決定等									
		3 条例第16条において、その例によるとされている地方公務員災害補償法第35条第1項の規定による遺族補償年金の支給の停止及び停止の解除									
		4 条例第20条第1項の規定による報告、提出、出頭及び診断等の命令									
		5 条例第21条の規定による補償の支払の一時差止めの決定									
		6 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年三重県規則第9号）第10条の規定による補償に関する決定及び通知									
		7 規則第12条の規定による年金証書の交付									
		8 規則第13条の規定による年金証書の再交付									

		9 規則第18条の規定による協議																	
		10 規則第19条第2項の規定による福祉事業の決定及び通知																	
19	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の施行に関する事務	1 三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和33年三重県条例第47号）第3条の規定による公務災害の認定及び通知																	
		2 三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則（昭和34年三重県教育委員会規則第1号）第5条の規定による補償の決定及び通知																	
		3 規則第5条の規定による遺族補償年金の支給停止及び支給停止の解除																	
		4 規則第5条の規定による年金証書の交付及び再交付																	
20	市町村立小中学校の学級編成及び教職員定数に関する事務	1 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定による学級編成の基準の決定																	
		2 法第5条に規定する学級編成の認可（学級編成の変更の認可を含む。）																	
		3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第2項の規定による県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数の決定																	
21	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の施行に関する事務	1 法第3条の2の規定による非常勤の講師の許可																	
		2 法第5条、法第16条の2、法第16条の3、法第16条の4、法第17条、法附則第10項、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和36年法律第122号）附則第6項及び教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第2条の規定による免許状の授与並びに法第5条第5項、法第6条、法第18条及び教育職員免許法施行法第2条第1項の規定による教育職員検定																	
		3 法第7条第1項の規定による学力に関する証明書及び同条第2項の規定による県立学校教員の人物、実務及び身体に関する証明書の発行																	
		4 法第10条の規定による免許状の返還の請求																	
		5 法第11条の規定による免許状の取上げ																	
		6 法第13条第1項の規定による免許																	

		状の失効又は取上げに係る公告及び通知									
		7 法第15条の規定による免許状の書換及び再交付									
		8 法附則第2項の規定による免許教科外教科担当の許可									
		(1) 国立学校、県立学校及び私立学校に係るもの									
		(2) 市町村立学校に係るもの								各教育事務所	
		9 教育職員免許法第1条の規定による免許状の交付									
		10 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下この区分において「省令」という。）第30条の規定による教員養成機関の指定の申請									
		11 省令第31条の規定による申請及び届出									
		12 省令第36条の規定による免許法認定講習の開設									
		13 省令第38条の規定による免許法認定講習における単位の授与									
		14 省令第39条の規定による申請、省令第40条の規定による変更の届出及び省令第42条の規定による報告									
		15 教育職員免許状に関する規則（昭和46年三重県教育委員会規則第6号）第8条の規定による単位修得方法の細則の決定									
		16 規則第25条の規定による免許状授与証明書の交付									
22	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務	1 法第2条第1項ただし書の規定による承認									
		(1) 県立学校教職員に係るもの									
		(2) 小中学校教職員に係るもの								各教育事務所	
		2 法第2条第2項の規定による承認									
		(1) 県立学校教職員に係るもの									
		(2) 小中学校教職員に係るもの								各教育事務所	
		3 法第3条第1項の規定による期間延長の承認									
		(1) 県立学校教職員に係るもの									

		(2) 小中学校教職員に係るもの									各教育事務所
		4 法第5条第2項の規定による承認の取消									
		(1) 県立学校教職員に係るもの									
		(2) 小中学校教職員に係るもの									各教育事務所
		5 法第6条の規定による臨時的任用職員の任免									
		(1) 県立学校教職員に係るもの									
		(2) 小中学校教職員に係るもの									各教育事務所
		6 県立学校教職員にかかる法第9条の規定による部分休業の承認									
23	死亡叙位・叙勲に関する事務	死亡叙位・叙勲の受章候補者の推薦									
24	事務局職員及び公立学校教職員に係る福利厚生に関する事務	1 地方公務員法第42条の規定による職員の福利厚生計画の樹立									
		2 法第42条の規定による職員の福利厚生事業の実施									
		3 三重県公立学校職員の共済制度に関する条例（昭和29年三重県条例第82号）第5条第1項の規定による業務の監督									
		(1) 次号以外のもの									
		(2) 定例的平常業務に係るもの									
25	学校保健法（昭和33年法律第56号）の施行に関する事務	法第8条の規定による公立学校教職員の健康診断の計画及び実施									
26	恩給法（大正12年法律第48号）の施行に関する事務	1 恩給法の一部を改正する法律（昭和26年法律第87号）附則10項の規定による恩給を受ける権利の裁定									
		2 法第9条の2の規定による受給権存否の調査									
		3 法第58条の4の規定による恩給年額の一部停止の決定									
		4 恩給給与規則（大正12年勅令369号）第27条の規定による恩給の支給の決定									
27	県吏員職員退職諸給与	1 条例第2条第2項の規定による退職諸給与を受ける権利の裁決									

支給条例 (昭和9年 三重県条例 第11号)の 施行に關す る事務	2 条例第11条の規定による受給権存 否の調査								
	3 条例第32条の4の規定による退隠 料年額の一部停止の決定								
	4 県吏員職員退職諸給与支給条例細 則(昭和9年三重県告示第738号)第 25条の規定による退職諸給与の支給 の決定								

(3) 学校教育に関する事務

区 分	事務の種類	事 項	決 裁 区 分						地域機関 の 名 称
			教 育					受任者	
			本 庁		地 域 機 関			所 長	
			総 括 室 長	室 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 長	所 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 長		
1	三重県立学 校の管理運 営に關する 規則(平成 13年三重 県教育委員 会規則第8 号)の施行に 關する事務	1 規則第7条第2項の規定による定 時制課程及び専攻科の休業日の承認							
		2 規則第8条の規定による臨時休業 の報告							
		3 規則第100条の規定による生徒在籍 報告							
2	三重県奨学 金規則(昭 和36年三 重県教育委員 会規則第1 号)の施行に 關する事務	1 規則第5条の規定による奨学生の 決定							
		2 規則第8条の規定による貸与の打 ち切り等の決定							
		3 規則第17条の規定による返還猶予 の承認							
3	三重県高等 学校定時制 課程及び通 信制課程修 学奨励金貸 与要綱(昭 和49年教 育長決裁)に 關する事務	1 要綱第4条の規定による修学生の 決定							
		2 要綱第9条の規定による貸与の打 ち切りの決定							
		3 要綱第10条の規定による貸与の休 止の決定							
		4 要綱第15条の規定による返還猶予 の決定							
4	三重県高等 学校定時制 課程及び通 信制課程修	条例第3条の規定による返還債務の 免除の決定							

		(2) 要領7の(2)のイの(ア)の規定による供給価格の承認									
		(3) 要領7の(2)のウの(イ)の規定による売買契約等の指示									
		(4) 要領7の(2)のウの(ウ)の規定による加工工場の選定の承認									
		2 米飯給食の実施について(昭和51年文体給第90号文部省体育局長通達)の別紙に規定する学校給食用米穀取扱要綱(以下この項において「要綱」という。)に関する事務									
		(1) 要綱3及び4による需要量の確認及び買受量の承認									
		(2) 要綱9の(2)のアによる供給価格の承認									
		(3) 要綱10の(3)のイによる炊飯委託施設の選定の承認									
		3 学校給食用牛乳供給事業の実施について(昭和39年文体給第265号、39畜A第5421号文部、農林両次官通達)に規定する学校給食用牛乳供給事業実施要綱(以下この項において「要綱」という。)に関する事務									
		(1) 要綱第3の1、第3の2及び第4の1の規定による需要見込量等の知事との協議									
		(2) 要綱第7の1の規定による供給価格の知事との協議									
		(3) 要綱第8の規定による供給事業者の選定の知事との協議									
		4 学校給食用脱脂粉乳の取扱いについて(昭和58年文体給第85号文部省体育局長通知。以下この項において「取扱」という。)に関する事務									
		(1) 取扱2の規定による需要量の承認									
		(2) 取扱5の(二)のアの規定による供給価格の承認									
		5 学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)に関する事務									
		(1) 学校給食の開設及び廃止の届出									
12	都道府県立学校管理者賠償責任保険に関する事務	1 加入の決定									
		2 事故の報告									
		3 保険金の請求									

13	教科用図書に関する事務	1 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条第1項の規定による教科書展示会の開催								
		2 法第7条の規定による教科書需要集計の報告								
		3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第4条の規定による受領冊数集計の報告								
		4 文部科学省教科用図書検定調査審議会調査員の推薦								
14	県立高等学校入学者選抜に関する事務	1 入学者選抜実施要項の決定								
		2 学力検査問題作成委員の決定								
		3 学力検査問題の決定								
		4 三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和33年三重県教育委員会規則第13号）第4条及び第5条の規定による県外居住者及び学区外志願者の許可								
15	県立学校入学者選抜に関する事務	評定分布表の届け出								
16	旧三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則（昭和57年三重県教育委員会規則第18号）の施行に関する事務	1 規則第8条の規定による貸与の打ち切りの決定								
		2 規則第9条の規定による貸与の休止の決定								
		3 規則第15条の規定による返還の猶予の承認								
17	三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例（昭和57年三重県条例第32号）の施行に関する事務	条例第2条による返還債務の免除の承認								
18	旧三重県大学等進学資金貸付けに関する規則（平成7年三重県教育委員会規則第12号）の施行に関する事務	規則第10条の規定による返還の猶予の決定								

19	県立高等学校入学者選抜に関する事務	入学者選抜実施方針の決定							
----	-------------------	--------------	--	--	--	--	--	--	--

(4) 生涯学習に関する事務

区分	事務の種類	事項	決 裁 区 分						地域機関の名称
			教 育 長	専 決 者			受任者		
				本 庁 長	室 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 長	地 域 機 関 所		
							所 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 長	
1	社会教育法（昭和24年法律第207号）の施行に関する事務	1 法第8条の規定による資料提供等の協力依頼							
		2 法第9条の4第4号の規定による社会教育主事の認定							
		3 法第9条の6及び第28条の2の規定による研修の実施							
		4 法第40条の規定による公民館事業の停止又は勧告							
		5 法第48条の規定による社会教育講座の開設							
2	三重県社会教育主事派遣に関する規則（昭和49年三重県教育委員会規則第1号）の施行に関する事務	1 規則第2条の規定による派遣の決定							
		2 規則第6条第2項の規定による派遣期間の延長又は短縮の決定							
		3 規則第10条の規定による協定の締結							
3	スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）の施行に関する事務	法第4条第3項の規定による基本計画の決定							
4	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の施行に関する事務	1 法第98条の規定による文化財の保護に関する事務							
		(1) 三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第5条第4項、第6条第2項、第6条第4項、第22条第4項、第23条第4項、第23条第6項、第27条第2項、第28条第2項、第28条第6項、第35条第							

		2 項、第36条第3項、第44条第4項、第45条第3項及び第45条第5項の規定による文化財の指定又は解除の通知								
		(2) 条例第8条、第30条及び第40条の規定による文化財保存のための管理団体の指定								
		(3) 条例第14条、第24条、第26条、第30条、第33条及び第40条の規定による文化財の管理保存に関する勧告								
		(4) 条例第16条及び第39条の規定による文化財現状変更の許可								
		(5) 条例第18条、第25条、第30条及び第32条の規定による文化財公開の勧告								
		(6) 条例第20条、第30条及び第40条の規定による文化財調査等の要求								
		(7) 条例第41条及び第43条の規定による紀州犬及び日本鶏の登録・解除								
		ア 審査会の開催								
		イ 登録の決定								
		ウ 登録の解除								
		(8) 条例第19条ただし書の規定による「公開承認施設」の承認								
		(9) 条例第49条の規定による報償金の決定・支給								
		(10) 条例第50条の規定による文化財の譲与等								
		2 法第99条の規定による重要文化財の管理に関する停止命令等								
		3 法第99条の規定による埋蔵文化財の発掘に関する指示・勧告								
		4 法第100条第2項の規定による重要文化財の管理者の指定								
		5 法第61条第1項の規定による埋蔵物の鑑査								
5	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の施行に関する事務	1 法第14条第1項の規定による登録								
		2 法第15条第1項及び第2項の規定による登録証の交付及び再交付								
		3 法第18条の2第1項の規定による承認								

		4 法第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項の規定による都道府県公安委員会に対する通知								
		5 三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則（平成12年三重県教育委員会規則第6号）第2条の規定による登録審査委員の任命								
6	三重県立図書館の管理等に関する規則（平成6年三重県教育委員会規則第20号）の施行に関する事務	1 規則第4条の規定による休館日の決定								図書館
		2 規則第5条の規定による利用時間の変更								図書館
		3 規則第12条の規定による図書等の寄託の承諾等								図書館
7	三重県立鈴鹿青少年センター条例施行規則（昭和60年三重県教育委員会規則第8号）の施行に関する事務	1 規則第4条の規定による休業日の変更等の承認								
		2 規則第12条の規定による管理運営に関する定め承認								
8	三重県立熊野少年自然の家条例施行規則（昭和52年三重県教育委員会規則第2号）の施行に関する事務	1 規則第5条の規定による休業日の変更等の承認								熊野少年自然の家
		2 規則第12条の規定による管理に関する定め承認								熊野少年自然の家
9	三重県立博物館条例（昭和39年三重県条例第49号）の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による休館日の決定								博物館
		2 条例第4条の規定による利用時間の延長								博物館
		3 条例第8条の規定による使用許可								博物館
		4 条例第9条の規定による許可の取消								博物館
		5 三重県立博物館条例施行規則第2条の規定による入館手続きの決定								博物館
		6 規則第5条の規定による資料委託の承諾等								博物館
10	三重県立美術館条例（昭和57年三重県条例	1 条例第3条の規定による休館日の決定								美術館
		2 条例第4条第2項の規定による開								美術館

	第1号)の 施行に関する 事務	館時間及び入館時間の変更									
		3 条例第8条の規定による美術資料の模写等の許可								美術館	
		4 条例第9条の規定による施設等の使用の許可								美術館	
		5 条例第10条第2項の規定による管理上の条件の設定								美術館	
		6 条例第11条の規定による第8条又は第9条の許可を受けた者に対する許可の取消し又は使用の中止								美術館	
		7 三重県立美術館条例施行規則第4条の規定による入館手続								美術館	
		11	美術館の職員に係る旅行命令等に関する事務	1 職員等の旅費に関する条例第4条の規定による旅行命令							
(1) 館長及び参事										美術館	
(2) (1)に掲げる職以外の職にかかる者										美術館	
2 時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令											
(1) 館長及び参事										美術館	
(2) (1)に掲げる職以外の職にかかる者										美術館	
3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第19条の規定による病気休暇又は特別休暇の承認											
(1) 館長及び参事										美術館	
(2) (1)に掲げる職以外の職にかかる者										美術館	
12	斎宮歴史博物館条例(平成元年三重県条例第6号)の施行に関する事務			1 条例第3条の規定による休館日の決定							
		2 条例第4条第2項の規定による開館時間及び入館時間の変更								斎宮歴史博物館	
		3 条例第7条の規定による博物館資料の特別観覧の許可								斎宮歴史博物館	
		4 条例第8条の規定による施設等の使用の許可								斎宮歴史博物館	
		5 条例第9条第2項の規定による管理上の条件の設定								斎宮歴史博物館	
		6 条例第10条の規定による第7条又は第8条の許可を受けた者に対する許可の取消し又は使用の中止								斎宮歴史博物館	
		7 規則第12条の規定による資料の寄								斎宮歴史	

		贈及び寄託の承諾等										博物館
13	三重県営総合競技場条例（昭和43年三重県条例第37号）の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による休業日の決定										
		2 条例第4条の規定による使用時間の変更										
		3 条例第8条の規定による使用許可の取消又は中止										
		4 三重県営総合競技場条例施行規則（昭和43年三重県教育委員会規則第9号）第2条の規定による使用許可										
		5 規則第3条の規定による許可事項の変更許可										
		6 規則第5条の規定による設備の変更の承認										
		7 規則第8条の規定による入場の制限										
		8 規則第9条の規定による宣伝行為等の許可										
14	三重県営松阪野球場条例施行規則（昭和50年三重県教育委員会規則第7号）の施行に関する事務	1 規則第2条第2項の規定による休業日の変更等の承認										
		2 規則第10条の規定による施設設備の変更等の承認										
		3 規則第13条の規定による管理に関する定め承認										
15	三重県営ライフル射撃場条例施行規則（昭和51年三重県教育委員会規則第7号）の施行に関する事務	1 規則第2条第2項の規定による休業日の変更等の承認										
		2 規則第9条の規定による施設設備の変更等の承認										
		3 規則第13条の規定による管理に関する定め制定										
16	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例（平成4年三重県条例第32号）の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による休業日の決定										
		2 条例第4条の規定による使用時間の変更										
		3 条例第5条の規定による使用許可の決定										
		4 条例第7条の規定による使用者等に対する指示										
		5 条例第8条の規定による使用許可の取消し又は中止										
		6 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条										

	例施行規則（平成4年三重県教育委員会規則第21号）第3条の規定による許可事項の変更								
	7 施行規則第5条の規定による設備等の変更の承認								
	8 施行規則第8条の規定による入場の制限								
	9 施行規則第9条の規定による宣伝行為等の許可								

(5) 教職員研修に関する事務

区 分	事務の種類	事 項	決 裁 区 分					地 域 機 関 の 名 称
			教 育 長	専 決 者			受任者	
				本 庁 長	地 域 機 関 長	所 長	所	
1	教員の資質向上に関する事務	1 研修に係る派遣者の推薦又は決定						
		2 新採用教員研修の報告（勤務校）						
		3 各種研修の欠席の届け出						

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

公 告

公立中学校の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成16年3月31日

三重県教育委員会

名 称	位 置		変 更 の 時 期	変 更 の 理 由
美里村立美里 中学校	変更前	三重県安芸郡美里村 三郷405	平成16年1月5日	校舎改築により、別敷地 へ移転するため。
	変更後	三重県安芸郡美里村 三郷84		

お 知 ら せ

三 重 県 訓 令 第16号
教 委 訓 第17号
三 重 県 警 察 本 部 訓 令 第 6 号

庁 中 一 般
地 域 機 関
局 内 一 般
教 育 関 係 機 関
警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

三重県青少年対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成16年3月31日

三 重 県 知 事 野 田 昭 彦
三 重 県 教 育 委 員 会 教 育 長 土 橋 伸 好
三 重 県 警 察 本 部 長 飯 島 久 司

三重県青少年対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令

三重県青少年対策推進本部設置規程 $\left[\begin{array}{l} \text{三 重 県 訓 令 第 17 号} \\ \text{昭 和 38 年 教 委 訓 第 3 号} \\ \text{三 重 県 警 察 本 部 訓 令 第 3 号} \end{array} \right]$ の一部を次のように改正する。

第1条中「、警察本部」を「及び警察本部」に改める。

第2条第1号中「、育成」を「及び育成」に、「調査、審議」を「調査審議」に改め、同条第2号中「、育成」を「及び育成」に改める。

第4条第2項中「青少年育成業務を担当する総括マネージャー」を「青少年育成を担当する総括室長」に、「マネージャー等」を「室長等」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年三月三十一日

三 重 県 人 事 委 員 会 委 員 長 渡 辺 八 尋
三 重 県 教 育 委 員 会 委 員 長 作 野 史 朗

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第十七号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（平成十六年 $\left[\begin{array}{l} \text{三 重 県 人 事 委 員 会 規 則} \\ \text{三 重 県 教 育 委 員 会 規 則} \end{array} \right]$ 第十二号）の

一部を次のように改正する。

附則中第一項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

（支給単位期間に係る経過措置）

2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」といふ。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項の規定若しくは公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第一条の規定により育児休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の公立学校職員の通勤手当に関する規則第十七条の四第二項の規定の適用については、同項中「属する月の翌月（その日が月

の初日である場合にあつては、その日の属する区)とあるのは、「属する区」とする。

附 則

1)の期日は、平成十六年四月一日から施行する。



発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社